

広報伊根お知らせ版「みんなの掲示板」掲載基準

(目的)

第1条 みんなの掲示板は、町民のみなさんが行うグループ活動(文化・学習・スポーツ活動など)を生涯学習の観点から支援するとともに、それぞれの活動がまちの活性化に繋がり、かつ、町と町民が協働したまちづくりに資することを目的とする。

(掲載範囲)

第2条 原則として、町内在住の方で構成された団体で、町内の公共施設を利用して活動している団体やサークルなどの会員募集、催しものの案内などを掲載する。

2 前項の規定にかかわらず、次に定めるものについては掲載できないものとする。

- (1) 政治、宗教活動を目的としたもの
- (2) 営利目的(間接的なものを含む)の宣伝や広告
- (3) 個人宣伝・個人活動を目的としたもの
- (4) 一定の人のみを対象とするもの
- (5) 過去の活動においてトラブルを生じたもの
- (6) 掲載意図、内容が明確でないなど、掲載が不相当であるもの
- (7) その他町長が不相当と認めるもの

(申込方法)

第3条 みんなの掲示板へ掲載を希望するものは以下のとおり申し込むものとする。ただし、初回申し込み時には、会則、会員名簿、会計報告など、活動の内容のわかる書類を添付すること。

- (1) 町サイト、または総務課企画係にある「広報伊根お知らせ版掲載依頼書・誓約書」に必要事項を記入し(必要事項が記載されていれば別紙でも可)、直接または電話連絡のうえファクス、Eメールで総務課企画係へ提出すること。
- (2) 締切日の3か月前から申し込むことができる。
- (3) 締切日は、掲載を希望する広報伊根お知らせ版の発行前月の末日とする。締切日が、土・日曜日、祝日にあたる場合は、その前日とする。
- (4) 同一内容のもの(団体の会員募集などを含む)の掲載は、3か月以上間隔を空けること。
- (5) 内容は正確に記入すること。掲載後に生じた問題については、町は一切責任を負わない。
- (6) 掲載は、先着順とする。

(掲載方法)

第4条 「広報伊根お知らせ版」への掲載は、新規、前回の掲載から間隔が空いたものを優先し、その他は先着順とする。紙面への掲載内容は、原則として次の通りの順とする。

- (1) タイトル

- (2) 紹介文
- (3) 日時(開催日・活動日等)
- (4) 会場
- (5) 対象
- (6) 定員
- (7) 費用(参加費・会費等)
- (8) 持ち物
- (9) 講師・指導者等
- (10) 主催・共催等
- (11) 申込み・問合せ

2 紙面の都合により、原稿の内容を、要旨を変えない範囲で修正する場合がある。
(校正)

第5条 記事の校正は、申込者にファックスまたは電話で行う。